

平成 20 年度工事定期監査（第 2 期）の結果に基づき講じた措置等（建設局）

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ウ 積算根拠の整備 設計積算においては、数量や単価等の算出根拠を明確にし、整理するとともに、それらの積算参考資料は適宜更新していく必要がある。 しかし、今回監査した公園管理作業等においては、以下のように積算根拠や積算参考資料の整備や更新が不十分な状況がみられた。 また、公園の各部署（各課、各建設事務所）で不統一な事例もみられた。 公園管理作業等における積算根拠や積算参考資料を統括的に整備し管理する必要がある。 ① 本市公園緑地工事積算参考書(昭和 63 年)の更新 1) 経費率の補正 直接工事費から計上される共通仮設率にさらに管理作業補正値を乗じているが、その根拠が整備されていないもの (建設局公園砂防部管理課) [No.31 西部管内公園管理作業] [No.32 北管内街路樹剪定作業] [No.34 フラワーロード他管理作業] [No.36 東部管内害虫駆除作業] [No.38 公衆便所清掃作業その 2] 2) 処分質量 高木伐採撤去の処分質量を算定するための幹材積、立木材積換算係数、比重の根拠が整備されていないもの (建設局公園砂防部管理課、西建設事務所) [No.33 西管内緑地帯管理作業(その 3)]	① 本市公園緑地工事積算参考書(昭和 63 年)の更新 1) 経費率の補正 平成 21 年度に関係部局による検討会議を行い、公園管理作業等における積算基準を作成した。 その結果をまとめた、「管理作業等 見直しワーキング決定事項」を平成 22 年度の公園管理作業等から適用した。(平成 21 年 12 月 17 日付事務連絡で通知) 2) 処分質量 平成 21 年度に関係部局による検討会議を行い、公園管理作業等における積算基準を作成した。 その結果をまとめた、「管理作業等 見直しワーキング決定事項」を平成 22 年度の公園管理作業等から適用した。(平成 21 年 12 月 17 日付事務連絡で通知)	措置済 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
3) 清掃作業の歩掛 歩掛として継続的に使用しているが、その根拠が明確ではなく、妥当性を再確認することが必要なもの (建設局公園砂防部管理課) [No.31 西部管内公園管理作業(その2)]	3) 清掃作業の歩掛 清掃作業のごみ処分量について、実態調査をして標準処分量を作成し、事務連絡(平成 24 年 1 月 31 日)で周知徹底した。清掃作業の歩掛全般について、類似作業との比較および見積書により現行根拠の妥当性を確認した。	措置済